

公共下水切替工事は豊川市 指定工事店にお任せください!

排水設備は各ご家庭の負担となっており、排水設備工事は豊川市の指定工事店の(株)土岐へお客様がご依頼して工事を行う事になっています。

排水設備工事は、豊川市の指定工事店でなければ、申請及び工事ができません。



トイレ・キッチン・風呂場などの排水口から公共桝までの間に排水管を布設します。便槽や浄化槽は、し尿を汲み取りをし撤去した後、砂で埋めます。土間コンクリートなど、元通りの状態(原形復旧)にして工事完了となります。

トイレの下水道化は3年以内に!

[排水設備等の義務] 生活排水は遅滞なく公共下水道へ接続しなければなりません。(下水道法第10条)

[水洗便所への改造義務] 汲み取り便所は供用開始日から3年以内に水洗便所に改造することを義務づけられています。(下水道法第11条の3)

株式会社 土岐は水(水道設備)を通じて お客様の生活環境をよりよくする。水道設備のプロフェッショナルのノウハウを生かしたお客様のニーズにあった住宅環境設備のご提案及び施工を行う会社です。その他に地球環境整備事業のチャレンジ25に加盟し水道設備の観点から地球環境を守り子供たちに住みよい地球環境を!それが私たちの願いです。代表取締役 土岐 新也

未来が変わる。25
日本が変わる。25

〒442-0863 豊川市平尾町天間18番地2

✉ pipeman5588-t@toki-water.jp

まずは
お電話

ココパ
0533-95-5588

※不在時は地域担当者の携帯電話へ転送されます。

🌐 <http://www.toki-water.jp>



株式
会社

土岐